

令和5年度の国民健康保険税の改定

国民健康保険(国保)は、病気やけがをした時に病院などの医療費の一部を負担する保険制度で、加入する皆さんがお金を出し合って助け合う制度です。しかし、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などによって1人当たりの医療費が増加しており、厳しい運営状況となつてきたことから、国保税を改定することになりました。

※詳しくは、市ホームページに7月に送付する納税通知書に同封するしおりをご覧ください。

※令和5年度の納税通知書は、国保の被保険者のいる世帯主に、7月上旬から中旬までに送付します。

医療費の適正化

市では、医療費の適正化に向けて、健康づくり施策の充実、レセプト点検の強化、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進などに取り組んでいます。また、国保に加入する皆さんが、健康増進のため、特定健診などを積極的に受診し、健康

状態の把握や生活習慣の改善に努めていただくことも大切です。これらのことは、医療費の自己負担が減るだけでなく、全体の医療費が減少し、国保税の増額を抑えることにもつながります。持続可能で安定した国保事業の運営のため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▽問合せ 保険年金課国民健康保険係

国保税率などの改定内容

国保は、都と市区町村が共同で運営しています。都は、財政

表1 国保税率など

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	5.79%	2.08%	1.97%
均等割	30,000円	11,400円	13,500円
課税限度額	65万円	22万円	17万円

表2 転減判定基準額

軽減割合	合計所得金額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	43万円+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

国民年金保険料「学生納付特例制度」(カクコク)



大学や専修学校に在学中の20歳以上の学生(本人の前年所得が基準額以下の方に限ります)は「学生納付特例制度」を利用することで、在学期間の保険料納付が猶予されます。

保険料を期限(翌月末)までに納付しないと、不慮の事故などで障がいの状態になつたと

き、障害基礎年金を受け取れない場合があるため、納付が困難な方は申請してください。

※学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納付(追納)できます(追納時期で当時の保険料に計算額がつく場合があります)。

※卒業した方で、保険料の納付が困難な場合は「免除・納付猶予制度」をご利用ください。

▽申請方法 「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出してください。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーから電子申請ができます。

▽持ち物 学生証か在学証明書、マイナンバーカード(お持ちでない方は運転免許証などの本人確認ができる書類)

継続利用の方は更新手続きが必要

令和5年3月までの申請分が承認された方で、引き続き4月以降も在学予定の方に日本年金機構から手続き案内を送付しています。案内が届いた方で、継続申請する場合は申請書(はがき)に必要事項を記入の上、返送してください。

▽問合せ 在学する学校などに変更がある方は、申請書(はがき)では申請できません。

▽申請・問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(☎0428・30・3410)

市議会本会議の模様をインターネット(録画)で配信



3月定例会議の本会議の模様を配信中です。市ホームページの「市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。

▽問合せ 議会事務局

本会議録画中継



固定資産税・都市計画税納税通知書の送付(課税明細書)の発送

固定資産税は、1月1日現在、市内に土地、家屋、事業用償却資産を所有している方に課税されます。課税内容を記載した納税通知書(課税明細書)を5月に発送しますので、自己所有の固定資産(土地・家屋)を確認してください。

※非課税物件は明細に記載されません。

※免税点未満の場合には納税通知書は発行されません。

※課税明細書は確定申告などに利用できます。

※所有する固定資産と課税明細書の内容が異なる場合は、連絡してください。

▽問合せ 課税課土地資産税係・家屋資産税係

ウクライナ人道危機救援金の受付期間を延長します

市では、ウクライナでの人道危機における救援活動を継続して支援するため、救援金の受付期間を延長します。お預かりした救援金は、日本赤十字社を通じてお届けします。

▽救援金箱設置

●日時：令和6年3月22日(金)まで 午前8時30分〜午後5時

●場所：市役所1階、五日市出張所(社会福祉協議会五日市事務所)、秋川ふれあいセンター(社会福祉協議会)

●その他：直接口座へ振り込む方は、日本赤十字社のホームページをご覧ください。

▽問合せ 総務課庶務係

人権擁護委員会に宮崎律子さん



宮崎律子さんが4月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、人権相談や人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。市では、6人の人権擁護委員を人権の上相談員に委嘱し、人権思想の啓発活動、家庭の悩み、いじめや差別など日常生活における人権の上相談を行っています。

▽問合せ 市民課市民相談窓口係

令和5年春の全国交通安全運動

5月11日〜20日 世界一の交通安全都市TOKYOを目指して



交通事故防止に努めましょう。

▽重点項目

- 重点1：子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- 重点2：横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 重点3：自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 重点4：電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底
- 重点5：二輪車の交通事故防止

春の交通安全フェスティバル

(福生警察署管内)

▽日時 5月7日(日) 午後2時から

▽場所 秋川キララホール

交通安全パレード

(五日市警察署管内)

▽内容

- 第一部：式典
- 第二部：鼓笛演奏(福生交通安全少年団)、ミニコンサート(福生交通安全協会吹奏楽部)

▽日時 4月29日(土) 午前10時55分〜11時25分

▽場所 五日市警察署から武蔵五日市駅まで

▽内容 武蔵五日市駅前ロータリーでスケアード・ストリート(スタントマンによる自転車の交通事故の再現) 午前11時40分〜午後0時10分

※雨天中止

▽問合せ 五日市警察署(☎95・0110)、福生警察署(☎551・0110)、五日市交通安全協会(☎596・1882)、福生交通安全協会(☎552・0677)、地域防災課交通防犯係